

栃木県最低賃金及び業務改善助成金の周知広報について(依頼)
～栃木県最低賃金が時間額 913 円に改定されました。～

栃木労働局長より、令和 4 年 9 月 1 日付け栃労発基 0901 第 1 号「[栃木県最低賃金及び業務改善助成金の周知広報について\(依頼\)](#)」(以下、「本通達」という。)をもって、今般、[栃木県最低賃金について、令和 4 年 10 月 1 日から、時間額 913 円に改正発効](#)(現行の栃木県最低賃金に比し、31 円 (3.51%) の引上げ) されること。

また、厚生労働省では、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金の引き上げを支援する「[業務改善助成金](#)」([通常コース](#))を昨年度に引き続き実施していること(併せて、「[業務改善助成金](#)」([特例コース](#))もあります)。

以上、栃木県内で事業を営む全ての使用者及び事業場で働くすべての労働者に適用される点等を踏まえ、速やかな周知広報の依頼がありました。

- 本通達内[別紙 1](#)、[別紙 2](#)を参照してください。